

# 大館市農業委員会総会議事録

令和元年 9 月 13 日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和元年 9 月 13 日（金）午後 2 時 30 分 開会			
	場 所	比内総合支所 3 階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（16 名）※13 番欠番（辞任による）					
1 番	菅原 一成	10 番	渡邊 久雄	18 番	阿部 重信
2 番	安達 英樹	11 番	藤盛 久登	19 番	畠山 市子
3 番	安部 幸美	12 番	伊藤 昇		
4 番	菅原 和久	14 番	富樫 英悦		
6 番	木次谷 和明	15 番	斎藤 重春		
7 番	虻川 マキ子	16 番	小林 大樹		
8 番	石山 元一	17 番	成田 レイ子		
3. 欠席委員の氏名（ 2 名）					
5 番	田村 秀雄				
9 番	糸屋 由衛門				
4. 委員以外の出席者 職氏名					
なし					
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義	主 査	羽賀 智光	
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	1 番	菅原 一成	2 番	安達 英樹	
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 19 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 20 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 49 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 50 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 51 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長職務代理者より挨拶をお願いいたします。

安部会長職務代理者 — 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 16 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、糸屋会長、田村 秀雄 委員より都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 1 番 菅原 一成 委員、議席番号 2 番 安達 英樹 委員にお願いします。

## 議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

- ・業務報告(8月総会～9月総会)について
- ・報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 20 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可につ

いて

以上報告する。

### 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 49 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

26 ページをお開き願います。

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和元年 9 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、27 ページの No.36 から 28 ページの No.38 までの 3 件で、面積は田が 632 m<sup>2</sup>、畑が 2,343 m<sup>2</sup>で、面積合計は 2,975 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、No.36 と No.37 はともに「受贈」で、No.38 は「経営拡張」であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 3 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

### 議長

ただいま説明のあった議案第 49 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、議案第 49 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 50 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

29 ページをお開き願います。

議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和元年 9 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、30 ページの No.20、No.21 の 2 件で、地目はいずれも畑で、面積合計は 1,147 m<sup>2</sup>です。

初めに、No.20 についてご説明いたします。

転用の目的は、不動産の売買や仲介、宅地造成に関する事業などを営む申請人が、申請地を譲り受けて二区画の宅地分譲地を整備しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであ

りますが、申請地は大館市立城西小学校の南東の市道を挟んだ向かい側に位置する用途地域の第1種中高層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.20の位置図及び配置図は31、32ページに記載のとおりであります。

次に、No.21についてご説明いたします。

転用の目的は、管・上下水道工事、土木・建築工事、宅地造成工事・販売などを営む申請人が、申請地を譲り受けて資材置場を整備しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてではありますが、申請地は大館市立釈迦内小学校の北東、約400m地点に位置する、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、農用地区域外の第2種農地と判断いたしますので、農地法運用の第2の1の(1)のカの(ア)に該当いたします。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.21の位置図及び配置図は33、34ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.20の現地調査の結果を議席番号16番の 小林 大樹 委員より、また、No.21の現地調査の結果を議席番号17番の 成田 レイ子 委員よりご報告願います。

## 16 番

16 番の小林 大樹です。

議案第 50 号のNo.20 につきまして、去る 9 月 6 日に成田 レイ子委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 31 ページの位置図になります。

この場所は、大館市立城西小学校の南東側に位置する農地で、地目は畑ですが耕作はされておらず、休耕地として管理されておりました。

32 ページの配置図にありますように、住宅用地として 2 区画を整備し分譲する計画であります。

用地造成につきましては、表土を砕石敷きに入れ替えをし、隣接地との境界は、高低差が無いように施工して土砂の流出を防止します。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は表層の砕石敷きによる地下浸透及び市道側溝へ放流するという事で、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 17 番

17 番の成田 レイ子です。

議案第 50 号のNo.21 について、報告いたします。

申請地は 33 ページの位置図になります。

この場所は、釈迦内地区の国道 7 号と市道二ツ森線交差点の北側宅地に隣接する農地で、地目は畑ですが耕作はされておらず、休耕地として管理されておりました。

申請者は、上下水道工事、土木・建築工事、宅地造成・販売業などを営んでおり、近年、工事の受注増加に伴い現在の資材置場が手狭なため、新たな資材置場の整備を計画したものです。用地選定にあたり、資材運搬の交通の利便性を考え農地以外の土地も含めて土地を探したが申請地以外に適地が無く、農地ではあるが所有する土地に隣接し一体利用が可能であり、国道に面し自動車専用道路のインターチェンジに近く利便性が良いことから適地として選定したものです。

34 ページの配置図にありますように、資材置場と運搬車両通路、従業員駐



車場（3台）として敷地を整備する計画であります。

用地造成につきましては、10 cmほど砕石で盛土をし、北側の農地との境界はL型擁壁を設置し、西側の宅地との境界は歩車道境界ブロックを設置して隣接地への土砂等の流出を防ぎます。また、東側隣接宅地は10 cmほど高く、東側国道及び南側市道側溝とは既に平坦であるため隣接地への土砂の流出はありません。

雨水排水は地下浸透及び南側への傾斜により市道側溝へ放流するという  
ことで、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

### 議長

ただいま、小林 大樹 委員 並びに 成田 レイ子 委員から、現地調査の結果報告があった議案第50号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、議案第50号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

### 議長

次に、議案第51号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

35ページをお開き願います。

議案第51号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見

を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和元年9月13日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

36 ページから 42 ページまでには、令和元年度農用地利用集積計画（第6号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 242 から新 - 350 までの、109 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間3年が1件、5年が1件、20年が107件、地目は田の面積が655,989.89㎡、畑が29,735㎡、面積合計は685,724.89㎡となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

ただいま説明のあった議案第51号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第51号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項なし

議長

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 10 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 9 月 13 日

議 長

---

議事録署名委員 1 番

---

議事録署名委員 2 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第49号 No.36	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字中川口・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		東京都渋谷区大山町・・・	〇〇〇〇 ほか〇名
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市川口字長里・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月6日、安部幸美 農業委員と丸岡信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第49号 No.37	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市十二所字荒町・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		埼玉県川越市大字小堤・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字下新町・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月6日、木次谷和明 農業委員と畠山豊実 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第49号 No.38	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市十二所字水上・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字水上・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字水上・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人以外の者へ貸借し、畑として活用されていたものであり、今後も、譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月6日、木次谷和明 農業委員と畠山豊実 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない